

令和7年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年3月11日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
 - 議第30号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第31号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第32号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第33号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第40号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議第41号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議第9号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計予算
 - 議第10号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第11号 令和7年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員（7名）

1 番 渡 辺 昌 君	2 番 長谷川 孝 君
3 番 川 村 敏 晴 君	4 番 大 滝 国 吉 君
5 番 山 田 勉 君	6 番 上 村 正 朗 君
7 番 鈴 木 一 之 君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 - 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同 課 市 民 税 室 長	小 野 由 香 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同 課 国 保 室 副 参 事	渡 邊 智 雄 君
同 課 健 康 支 援 室 長	船 山 幸 文 君
同 課 健 康 支 援 室 主 幹	中 川 紀 子 君
介 護 高 齢 課 長	志 田 淳 一 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 長	川 村 勇 治 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	田 中 加 代 子 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同 課 介 護 保 険 室 係 長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君

同課福祉政策室長	佐藤一幸君
同課福祉政策室副参事	堀内さゆり君
同課福祉政策室副参事	斎藤悠輔君
同課福祉政策室係長	菅井洋子君
同課福祉政策室係長	田巻桂君
同課総合相談室長	石嶋聡君
こども課長	山田昌実君
同課子育て政策室長	長谷部淳君
同課子育て支援室長	高橋洋一君
同課子育て支援室副参事	菅井学君
同課子育て支援室係長	高橋洋樹君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	山田ひろみ

(午前10時00分)

委員長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第30号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 おはようございます。それでは、議第30号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。神林学童保育所につきましては、平成20年5月より旧西神納保育園を活用して運営を行ってきましたが、近年利用児童が増加して活動スペースが手狭になってきていることから、本年4月より旧神納東小学校跡地を活用した子育て支援拠点施設に移転して運営を行っていくため、位置を変更し、定員を45人から100人に改正するものであります。また、児童福祉法の一部改正に伴い、引用する規定に項ずれが生じたことによる所要の改正を行うものであります。説明は以上であります。

(質疑)

長谷川 孝 全部で学童保育所というのは11あると思うのですが、この定員が、例えばの話45人を100人に改めるという場合に、それだけ利用者が多くなるということの前提の下だと思うのですが、今この定員数、例えば二之町の学童が定員50人になっているのか、南小が40人とか定員数というのがありますよね。それよりも現実的にオーバーしているところとかというのはありますでしょうか、定員数より。

こども課長 定員数よりも実際に多くなっている学童保育所というのはございます。二之町学童保育所、それから南町学童保育所、そういったところは定員数よりも多くなっております。山辺里学童保育所も多くなっております。

長谷川 孝 これは、例えば定員オーバーでも法的には何も問題ないというふうに理解していいのか、それとも何人まではまず大丈夫なのかとか、そういうところはどのような

な形になっているのでしょうか。

こども課長 この学童保育所につきましては、定員につきましては、国で定める基準がございます。ただ、この基準よりも村上市の基準のほうが広く取ってありまして、そういった基準の定員数になっております。ですので、定員をオーバーしているところはあるのですが、国の基準からすると受入れ可能な、村上市の定員をオーバーしても、受入れ可能な人数ということで、今村上市の定員をオーバーしても受け入れているという現状でございます。

上村 正朗 それでは、神林の学童保育、45から100になるということなのですか、4月から何人になる見込みなのでしょうか、現員は。

こども課長 子育て支援室係長に答弁をいたさせます。

子育て支援室係長 新年度の神林学童保育所の入所予定者数ですが、98名、こちらを予定しております。

上村 正朗 長谷川委員の質問の続きなのですが、国の基準は満たしているけれども、市の基準を満たしていないわけですので、市の基準は満たしていないけれども、国の基準を満たしているからいいのだという話だと、市の基準ってそもそも何のために定めているのかという話になると思いますけれども、市の基準を満たすための定員オーバーをどういうふうに解消するかとかという計画というのは、小学校の統廃合の問題もありますから、難しいと思いますけれども、スケジュール的にはどのような計画をお持ちなのか教えていただければと思います。

こども課長 定員オーバーの解消ということでもありますけれども、現在こども課のほうでも、空き教室とか、いろいろ代替施設等当たっているわけですが、今おっしゃったように小学校の統廃合がございます。この動向を見て、地域によってはもう決まっているところもございますので、そういったところの空き施設を学童保育所と使うということで村上市の基準を満たすようなことで今考えております。これは、おっしゃるように小学校の統廃合のスケジュール感が大きいわけですので、そこを見て計画しております。なお、この神林学童保育所につきましては、100名というのは市の基準を満たすということで、新たに旧神納東小学校のほうを改築いたしまして、そちらのほうに移転するという運びでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第31号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、続きまして、議第31号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明をいたします。国のこども未来戦略において、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐため、保育士、保育従事者の配置基準の見直しを行うこととし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。この改正により、満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準が見直され、本市が定める当該条例においても、3歳児がおおむね園児20人に1人からおおむね15人に1人、4歳児、5歳児がおおむね30人に1人からおおむね25人に1人に配置基準を改正するものであります。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、当該条例に管理栄養士の区分も追加する改正を行うものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

長谷川 孝 これに該当する施設って幾つありますか。

子育て支援室長 当市における家庭的保育事業所におきましては、全て未満児の受入れでありますので、3歳以上児の受入れしているところ、現在のところ施設はございません。

長谷川 孝 未満児の場合には3施設あるのですよね。3施設あるのではないかなと思うので。

子育て支援室長 小規模保育事業所としては4施設ございます。小規模施設保育事業所が3で、事業所内保育事業所が1施設ということで、4施設になります。

長谷川 孝 それで、今回のこの新旧対照表に出ている、今回3歳児以上の施設はないということなのですが、ちょっと聞きたいことは、A型、B型、C型って分かれているというふうに、それは例えば保育士の正保育士が何人必要なのか、それとも定員数によってそのA型、B型、C型は分かれるのか、その辺は今後できる可能性もあることから、ちょっと教えていただきたいです。

こども課長 今おっしゃった小規模保育型のA型、B型であります。A型につきましては、保育士が全員保育士という規定がございます。それから、B型につきましては、2分の1以上が保育士という規定でございます。

長谷川 孝 C型というのはないの。

こども課長 C型というのとはございますが、これ保育士、職員資格が家庭的保育者というような規定になっております。これは、職員が市町村が行う一定の研修を修了している家庭的保育者が働けるということで、今現在村上市にはこういった事業所はございません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第32号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村

上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

こども課長

続きまして、議第32号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本案は、子ども・子育て支援新制度の施行時に設けられていた地域型保育事業における連携施設の確保に係る経過措置特例が令和7年3月末をもって期限を迎えるところ、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により令和12年3月末まで延長されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。なお、本市における地域型保育事業者におきましては、全て連携施設が確保されておりますので、本条例改正による影響はございません。説明は以上であります。

（質 疑）

上村 正朗

連携施設は確保されているから、問題ないということなのではけれども、具体的にその連携、条文を読んでも、連携する施設が必要だというふうには書いてあるのですけれども、具体的に例えばどのような連携をするのか、ちょっと事例で説明していただければありがたいと思うのですけれども。

こども課長

家庭的保育事業者ですので、小規模な保育園になります。例えばマイマイ保育園ですとかゆりかごさん、未満児保育を行っているところでありますけれども、そちらが3歳になるとそこにはいられなくて、次の公立であったり、認定こども園のほうに進級するわけではけれども、そういったところでの一緒に遊んだりとか、進級するための準備だとか、そういったところで連携するような保育園であります。ですので、例えば近くの公立保育園というのが具体的には連携施設になるわけではけれども、マイマイ保育園であれば山辺里保育園とか、ゆりかご保育園であれば第一保育園とか、そういったところと一緒に連携して、スムーズに以上児保育に移れるようにするというのが連携施設であります。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 5

議第33号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 志田淳一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

介護高齢課長

それでは、議第33号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。高齢者の閉じ籠もり予防や認知症予防などを目的

として実施しておりました生きがい通所サービス事業でありますけれども、介護予防事業で実施しております通所事業と事業内容が同様であることと、介護予防事業のほうがより利用者の状態に合わせたサービスを提供することが可能であるというところから、生きがい通所サービスを廃止いたしまして、介護予防事業を利用してもらうこととして、事業を整理するものであります。なお、生きがい通所サービスを廃止いたしましても、これまで利用されていた方につきましては、介護予防事業を御利用いただけますので、利用できなくなるという方はおられません。説明は以上となります。

(質 疑)

上村 正朗 そういうことで、同じようなサービスを受けられるから大丈夫という話聞いて安心したのですが、利用者の負担とか、利用料なんかは変わらないのでしょうか。

介護高齢課長 利用料金につきましては、7年度も同額で考えております。

上村 正朗 同額というのは、この事業と介護予防の事業で同額という意味でしょうか。

介護高齢課長 すみません、説明足りなくて。新しい事業も、介護予防事業のほうに移られても、これまでの生きがいと同じ金額で御利用いただく形になります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6 議第40号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第40号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。歳入歳出予算の総額からそれぞれ890万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ57億1,770万円とするものです。歳入につきましては、7ページ、8ページを御覧ください。6款1項1目、説明欄1、国民健康保険事業財政調整基金運用収入は、額の確定によるものです。7款2項1目、こちらのほうにつきましても、説明欄1は決算見込みによる減額ですし、説明欄2につきましては、額の確定による増額となります。7款2項1目の基金繰入金の説明欄1ですけれども、こちらにつきましても、補填財源として見込んでいましたが、減額するものとなります。9款1項1目につきましては、説明欄1、こちらにつきましてもは決算見込みによる減額となります。続きまして、歳出です。次のページを御覧ください。2款4項1目出産育児一時金ですけれども、こちらのほうにつきましても、決算見込みによる減額となります。5款1項1目、説明欄1につきましても、こちら額の確定によります。8款1項1目、説明欄1、予備費につきましては、調整によるものです。以上です。

(質 疑)

- 上村 正朗 ないようですので、1つ、歳出のほうの出産育児一時金なのですけれども、これは単価いろんなケース、基本お一人50万だと思えるのですけれども、これだと1,200万の予算で950万減額で250万ですから、5人しか生まれなかったということなのでしょうか。出産一時金の支出の対象は5人だったということなののでしょうか。
- 国保 室長 5人の内訳ですが、現在今3人出産育児一時金を支払った方がいます。あと残り2人なのですが、最初の段階で申込みがあったので、もしかすると3月までにあるかもしれないということで、5人分ということで950万円の減額になっております。
- 上村 正朗 国民健康保険の加入者ですので、社会保険のほうが数的には多いのかなと思うのですけれども、国民健康保険の加入者の中で年間5人しか子供が生まれない、非常に少ないような気がするのですけれども、前年との比較なんかではどんな感じなのでしょう。
- 国保 室長 前年度が9名です。その前の令和4年度が13名ということで、大体それぐらいを推移していて、被保数が減っている部分があって、今回3人または最高で5人ぐらいかなというふうに予定しております。
- 上村 正朗 分かりました。では、最後、細かい話なのですけれども、財政調整基金60万4,000円積んで、6年度末で幾らになったのか、ちょっとゆっくり教えていただければと思います。
- 保健医療課長 すみません。正確な数字は後ほど答えさせていただきます。
- 鈴木委員長 では、後ほどまたお願いいたします。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第41号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 志田淳一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 介護高齢課長 議第41号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。今回のこの補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ130万円追加しまして、歳入歳出の予算それぞれ87億7,200万円にしようとするものでございます。初めに、歳入のほうから説明させていただきます。7ページ、8ページを御覧ください。7款財産収入につきましては、準備基金の運用収入で132万1,000円を追加させていただきます。次に、8款繰入金でございますけれども、繰入金の事務費等繰入金の説明欄1、事務費等繰入金2万3,000円の減ですけれども、こちらにつきましては、歳出のほうの予備費を調整しますので、それに伴うものとなります。2項基金繰入金の2,000円につきましては、一時借入金の利子支払いのために基金を取り崩すものでございます。それでは次に、歳出の説明をさせていただきます。9ページ、

10ページを御覧ください。5款基金積立金、説明欄1の介護保険給付等準備基金積立金は歳入のほうで御説明申し上げました運用収入を積み立てるものとしまして132万1,000円、6款公債費につきましては、一時借入金の利子支払いとしまして2,000円、8款予備費につきましては、端数の調整により2万3,000円の減でございます。説明は以上となります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第41号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 8 議第9号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第9号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。予算の総額は55億1,000万円で、前年比プラス0.6%、3,400万円の増額です。増額の理由としましては、人間ドック費用助成を増額改定したことが大きいですが、被保険者数が減少しているにもかかわらず、療養給付費も増加傾向にあります。被保険者数につきましては、令和7年度は7,081世帯、被保険者数は9,897人、前年度比マイナス638人と見込んでおります。歳入の主なものを説明いたします。1款国民健康保険税は、被保険者数の減少により前年度比減額となりましたが、事業費納付金との差額が大きくないことから、保険税率の改定は行わず、税率は据置きとしました。2款、3款、4款につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、説明欄1、普通交付金分は、市町村が支出する保険給付のうち、審査支払い委託料の一部、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除いた給付費に対して県が全額補填するもので、県が示す給付費の推計額を計上しています。6款につきましては、省略させていただきます。7款基金繰入金ですが、4,300万円を繰り入れます。8款、9款については、省略させていただきます。続いて、歳出の主なものについて説明いたします。278、279ページを御覧ください。2款保険給付費ですが、1項療養諸費と2項高額療養費の増額によるものです。続きまして、280、281ページの3款国民保険事業費納付金は、こちらは県から示された額を計上しています。次の282、283ページの4款保健事業費につきましては、人間ドック費用助成額の増額により増額しております。5款から8款につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。以上です。

(質 疑)

上村 正朗 まず、私のほうから口火を切らせていただきたいと思います。歳入のほうで、来年度税率の改定ないということで、大変ありがたいなと思っているのですが、県全体で統一化というか、標準化を目指すというのは、目標年度って何年度だったでしょうか。

保健医療課長 納付金の統一につきましては、令和12年度の納付金から統一するということを目指しております。

上村 正朗 村上市の税率は大体県内の平均ぐらいなので、その辺まで、いろんな要素があれば別でしょうけれども、今のままでいけば、大体税率の改定はしないでもいいなんて言い切れないと思いますけれども、今の見込みで言えばしなくてもいい可能性が大きいのかなという話は聞いたような気がするのですが、今もそういう見通しで大丈夫でしょうか。

保健医療課長 今のままであれば、そのまま同じような感じでいくかと思います。

上村 正朗 では、歳出のほうで、283ページの人間ドックの健診事業委託料なのですが、去年が1,000万ぐらいのものが2.5倍ぐらいになったのですが、これの2万6,000円とか2万3,000円とか、助成が上がったからなのだと思いますけれども、その算定根拠、2万6,000円が何件、ほかの何件でこういう額になったというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

保健医療課長 人間ドック受診者を1,100人と見込みまして、そのうち市内の3医療機関、プラス6,000円の部分ですけれども、そちらは900人ということで見込んでおります。

上村 正朗 了解しました。それで、ちなみになのなのですが、今までの3年間ぐらいの人間ドックの受診率も分かたら教えていただきたいと思います。4、5、6、分かりますか。

保健医療課長 国保の人間ドックの受診率ですけれども、令和4年度につきましては9.87%、令和5年度が10.04%、令和6年度につきましては、2月末現在というかにつきましては、9.42%となっております。

渡辺 昌 歳出の保険事業経費の中の細かい項目の下から5番目、健診未受診者対策事業委託料の中身について教えてください。

国保室副参事 こちらは、健診の申込みのない方に対して、健診を受診してくださいと促すための事業です。

渡辺 昌 昨年度あたりから未受診者の、A Iではなくて何でしたっけ、コンピューターを使って、その人に合った指導をするような取組されていますけれども、そのことについて、成果とか内容について教えてください。

国保室副参事 成果につきましては、まだ数字としてははっきりと出ているものではございません。ただ、受診者といましては、勧奨、このはがきを送った方、3,196人おりますが、その後の受診率というのが全体で6.7%となっております。

渡辺 昌 その事業自体については、どういうふうに評価されていますか。新しい取組の。

国保 室長 事業をやったことによってどれだけ成果があったところだと思うのですが、まずはこれまで受けてこなかった未経験者が増えたということと、それから年代別で、若い方というのは、自分は健康ですので、なかなか健診に行かないといったところなのですが、そういったところをA Iないしはそういう電子媒体を使って呼びかけたところ、40代の受診者が上昇しているということになっております。

渡辺 昌 別の項目で、その上の温泉活用事業委託料というのは、ドックとか、健診を受けた方について、その後に温泉利用券が送られてくる事業のことでしょうか。

保健医療課長 委員のおっしゃるとおりです。

渡辺 昌 その実際送られた温泉券の利用率というのはどのくらいでしょうか。

国保 室長 利用率ですが、配布数が1万3,251枚ということで、執行率が対配布分、配布したもののに対して29.56%、約30%、配布した方が使っております。

渡辺 昌 この事業は、今後も継続して行っていく予定でしょうか。

保健医療課長 今のところ継続する予定です。

長谷川 孝 1回ちょっと教えて。283ページの人間ドックの、さっき1,100人ぐらい利用されている予算なのということだったのですが、これ年齢別とかというのは把握していますか。

保健医療課長 今手元にはないですけれども、受診者の状況がありますので、年齢別で把握はできません。

長谷川 孝 では、後でその資料をもらいたいのですけれども。

鈴木委員長 よろしく願いいたします。

上村 正朗 すみません、聞き漏らしたのですけれども、人間ドックの助成の関係ですけれども、これ財源はどんなふうになっていますか。

保健医療課長 財源は、皆さんからいただく保険料が財源となります。

上村 正朗 保険料だけなのですね。どこから補助とかはないのですね。

保健医療課長 ドックについては、補助はないです。

上村 正朗 すみません、非常に細かい話で、最後です。281ページ、出産育児一時金にこだわって申し訳ないのですけれども、これ21人分でしょうか。実績から比べるとちょっと多いあれなのかなと思いますけれども、細かい話なのですけれども、その辺積算の根拠なんかはあるのでしょうか。

保健医療課長 期待を込めて、ちょっと多めに計上しました。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第9号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 9 議第10号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 では、議第10号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計予算について説明します。予算の総額は9億5,700万円とし、前年比4,000万円の増額です。令和7年度の被保険者数は、前年度比370人増加の1万3,076人を見込んでおります。それでは、歳入から主なものについて説明いたします。298、299ページを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料は、昨年比減額となっておりますが、これは令和6年度から保険料率が引上げとなる過程で、当初予算策定時に所得割額の率を9.1%で積算していたところ、その後の診療報酬改定等の基礎数値の変更があり、実際の所得割

額の率も8.61%になったことによるものです。続きまして、歳出の主なものについて説明します。300、301ページを御覧ください。3款1項1目保健事業費ですが、例年同様、人間ドック助成や温泉活用事業、健診未受診者対策事業などを実施いたします。説明は以上です。

(質 疑)

長谷川 孝 301ページの人間ドック健診事業委託料の人数というのは、1万円から6,290円引けば、約3,800円ぐらいですよ。それで500万というのは何人ぐらいなのか。計算すれば分かるのだけれども。

保健医療課長 こちらのほうは、1人1万円を助成するということで、500人を見込んでおります。その金額となります。

長谷川 孝 決して交付された分引くとかというあれではないわけだね。1万円というの、では500人分ということだよ。さっき何で国保の1,100人の人間ドックの年齢別を聞いたかというの、後で教えてもらいたいというのは、例えば74歳になった人が何人ぐらい、73歳、74歳ぐらい、何人ぐらい人間ドック国保で受けていたかというのが、次の年になるとばたっと人間ドックを受けるのが大変になるということを把握しなかったわけなのですが、一番あれなのは、県が後期高齢者の医療制度というのを全部でやっているわけなのですが、そこでたしか3年前ぐらいに村上市は後期高齢者のところで人間ドックに入ったのですよね。たしか市でもって10番目ぐらいの、後ぐらいに入って、大分後になってから入ったというのを私記憶しているのです。それで、できれば村上市から広域連合のほうに、今こういう状況なので、村上市として、もう少し交付金は例えばいただけないものかとかということをして市独自で連合のほうに働きかけをすることはできないものかどうか、ちょっと教えてもらいたい。

保健医療課長 要望はすることはできますが、採用されるかどうかとかはまた別な話になるかと思えますし、全体で考えていくことになるかと思えます。あと、先ほど74歳のドックの人数ということでしたけれども、令和6年度で、74歳だけは把握しているのですけれども、その方は79人の方……

(「79人が受けていた」と呼ぶ者あり)

保健医療課長 74歳で79人の方が受けていました。

長谷川 孝 結構受けていますよね、74歳。ですから、例えば村上市だけで広域連合のほうに話しするというのはやっぱり大変かもしれないし、それから若年齢っていったって、74歳までの加入者から、たしか38%、40%近く後期高齢者のほうにはお金が入っているわけだから、なかなか難しい面もあるのだけれども、でも例えばそういうふうな形でしか今のところは補助してもらおうというような方法というのはないわけですね。村上市が全部自腹で払うというというような施策というのはなかなか難しいとなると、それを1回ちょっと、タイミングもあるのだろうけれども、情報だつて向こうのほうに全部行くわけですよ。人間ドックを受けた人の情報というのは後期高齢者の連合のほうに行くわけですから、その辺を含めてちょっと考えてもらいたいと思うので、これお願いですので、よろしくお願いします。

渡辺 昌 1点だけ、温泉利用券の利用率を教えてください。

国保 室長 後期の利用率ですが、配布枚数が9,507枚で、配布数に対しまして執行率が25.60%です。

上村 正朗 それでは、歳入のほうをちょっと聞かせてもらいたいのですけれども、保険料の額というのは広域連合で決まるのだと思うのですけれども、これも長谷川委員と同じような問題意識なのですけれども、国民健康保険に、74歳までは国民健康保険ですよね、に入っていて、それが75歳になって後期高齢者の医療制度に変わったときに保険料ってどのくらい変わるのかなと思っているのですけれども、例えば年金が200万あって、単身の世帯の場合ですと、保険料、国保だったら幾ら、後期高齢だったら幾らとかというのは試算で出していたらちょっと教えていただければなと思います。

市民税室長 それでは、御質問の条件で計算しますと、国民健康保険に加入している、仮に74歳と仮定した場合、年額で8万9,500円になります。75歳以上として、後期高齢者保険医療になった場合、年額で7万5,787円になります。その差額計算すると、後期高齢者の医療保険になった場合が1万3,713円ほど安くなるような計算になっております。

上村 正朗 思っていたより安くないのだなという、もうちょっと安くなるのかなと思っていましたのですけれども、分かりました。そうすると、人間ドックの受診率、後期高齢は途中から助成したこともありますけれども、令和4年、5年とかで出ていたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

保健医療課長 令和4年度の受診率が1.97%、令和5年度が2.32%です。

上村 正朗 先ほどの、戻るわけではないのですけれども、国保の74歳だと79人というのは、これ受診率でいうとどのぐらいになるのでしょうか。

保健医療課長 後期高齢者の中での受診率。
（「いや、74歳の。79人と言いました」と呼ぶ者あり）

保健医療課長 後期高齢者だった場合ということですか。
（「いや、国保の。74歳の国保の」と呼ぶ者あり）

保健医療課長 国保の受診者数が、ドックが874人……加入者数に対してですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

保健医療課長 加入者数ですと、0.85%です。

上村 正朗 0.85%。あと75歳になると受診率が上がるという、数字上はそうなわけですね。

副 市 長 御質問は、74歳のうちのドック受診率という御質問ですか。

上村 正朗 はい。

保健医療課長 ということは、74歳の国保加入者のうちのということですよ。そうすると、今ちょっと数字は出てこないです。74歳加入者が実際何人いるかがちょっと今手元にないので。

上村 正朗 さっき求めた資料と同じ、出てくると思いますけれども、それを教えていただきたいと思います。国保全体の受診率が10%とか、かなり高いと思うので、そうすると後期高齢が1.何%、2%前後になって、かなり下がってくるのですけれども、その辺の受診率が下がっている、後期高齢の制度の加入者の人間ドック受診率は国保の平均に比べればかなり低いと思うのですけれども、その辺の検証というか、その理由は。

保健医療課長 後期高齢者になりますと、私たちが持っているシステムによりますと、後期高齢者のうち97%は受診しています。また、そのうち高血圧とか脳血管疾患、心不全、生活習慣病と言われる病気で医療にかかっている人が83.3%ということで、ほとんどの方は何かしら医療にかかっている、そこで今健康チェックをしています。そこが

大きいのかなというふうに理解しています。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 10 議第11号 令和7年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 志田淳一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第11号 令和7年度村上市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。7年度の介護保険特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ86億6,300万円といたしております。歳入の主なものから説明させていただきます。315ページ、316ページを御覧ください。1款保険料でございます。保険料につきましては、1目の合計で15億7,407万6,000円の予算とさせていただいております。昨年度に比べまして685万8,000円の増でございます。2款分担金及び負担金でございます。説明欄1の給食サービスの事業負担金につきましては、1食300円等をお願いしております高齢者向けの給食サービスの個人負担の分でございます。説明欄3の一般介護予防事業利用者負担金57万円につきましては、一般介護予防事業に参加される方から1回当たり幾らという形で負担金いただいておりますので、その歳入となります。2節の説明欄1、介護認定審査会費負担金537万6,000円につきましては、村上市、関川村、栗島浦村で共同設置しております介護認定審査会の関川村さんと栗島浦村さんからの事務費負担金分の歳入でございます。3款使用料及び手数料につきましては、例年同様でございますので、省略させていただきます。4款国庫支出金20億8,431万2,000円でございますけれども、こちらにつきましては、介護給付費、あと介護予防・日常生活総合支援事業及び包括的支援事業・任意事業に対しましての国からの補助でございまして、国からは介護給付費、日常生活支援総合事業に対しては20%、包括的支援・任意事業につきましては38.5%の割合で歳入いたします。次、317、318ページ御覧ください。5款の支払基金交付金でございます。こちらにつきましても、先ほどの4款の国庫支出金と同様でございます。支払基金からは2号の方の保険料をいただいております。22億5,335万2,000円の予算とさせていただいております。続きまして、6款県支出金も4款と同様に負担割合によって県から歳入するもので、12.5%、あるいは任意事業に対しましては19.25%で歳入いたします。続きまして、7款財産収入につきましては、介護保険給付等準備基金の運用収入として315万7,000円を計上いたしております。8款繰入金は、歳出に対しましては、本市の負担割合で負担する分として一般会計から繰入れさせていただく分となります。合計で14億9,723万1,000円でございます。続きまして、319ページ、320ページの9款、10款につきましては、説明を省略させていただきます。それでは次に、歳出のほうの御説明をさせていただきたいと思っております。321ページ、322ページを御覧

ください。1款総務費でございます。説明欄1の一般管理経費につきまして、その中の6行目、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料の80万円でございますけれども、こちらにつきましては、第10期、次の計画の策定のために、在宅で介護保険サービスを利用している方に対して行います実態調査の委託料でございます。前回の9期のときはケアマネジャーさんに担当する方のところへ行っていたいただいて、聞き取り調査を行っていただくようお願いさせていただいておりました。続きまして、2項の徴収費でございます。説明欄1の賦課徴収経費305万5,000円でございますけれども、郵便料金の値上がりなどによりまして、前年度に比べ57万8,000円ほど増額となっております。3項1目認定審査会費3,209万9,000円につきましては、前年度に比しまして133万6,000円の増額となっておりますけれども、令和6年度に導入いたしました認定審査会のペーパーレス化に伴いまして、機器の保守及び機器のリース料が加わったことにより増額となっております。1款の以下につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。323ページ、324ページを御覧ください。2款保険給付費でございます。保険給付費につきましては、81億8,791万5,000円でございます。前年度に比しまして2.4%の増となっております。令和6年度の報酬改定によりましてと、あとはサービスの利用者の増加によりまして増となっております。1項、それでサービス諸費につきましては、75億6,565万6,000円でございます。以下につきましては、居宅の、おうちで生活される方、要介護1から要介護5の方へのサービスに対しましての給付費になりますので、説明を省略させていただきます。それで、327ページ、328ページを御覧ください。2項の介護予防サービス等諸費は、1億6,947万2,000円でございます。こちらにつきましては、要支援1、2の方が使われます介護サービス費の給付費でございます。次、その下、3項、一番下ありますけれども、その他諸費というところで次のページ、329、330ページ御覧いただきますと、審査支払手数料ということで書いてございますけれども、こちら国保連でサービス費、給付費の審査支払いを行っていただいておりますので、この費用となります。492万5,000円となります。次、4項高額介護サービス等費につきましては、1億7,780万円でございます。5項高額医療合算介護サービス等費につきましては1,710万円で、6項特定入所者介護サービス等費につきましては、2億5,296万2,000円でございますけれども、こちらにつきましては、特定入所者につきましては、主に施設等を利用されている方の食費、居住費に対する市からの補足給付というような形になります。次に、次のページ、331ページ、332ページを御覧ください。3款地域支援事業費は、1億8,804万8,000円でございます。1項1目、説明欄1、介護予防・生活支援サービス事業経費1億2,338万7,000円のうち9行目の通所型介護予防事業委託料320万4,000円につきましては、各地区で行います通所型の介護予防事業の委託料となります。次に、13行目、元気応援訪問サービス事業負担金と14行目、元気応援通所サービス事業費負担金につきましては、要支援1または2と認定された方が利用する訪問介護、通所介護のサービス事業の費用でございます。次に、2目介護予防ケアマネジメント事業費の説明欄1、介護予防ケアマネジメント事業経費の1,237万1,000円のうち8行目の介護予防ケアマネジメント委託料735万円につきましては、要支援1または2の方の介護予防サービスの計画作成を居宅介護支援事業所へ委託するための費用となります。続きまして、次のページ、333、334ページを御覧ください。2項1目一般介護予防事業費の説明欄1、介護予防把握事業経費530万4,000円は、地域からの情報提供や介護予防事業

などを通じて得た情報を基にしまして、虚弱な高齢者を介護予防の事業などへつなげるための事業となります。続きまして、説明欄 2、介護予防普及啓発事業経費 1,643万5,000円のうち 5 行目、通所型介護予防事業委託料 1,167万5,000円は、市内 5 地区で総合型スポーツクラブに介護予防事業などを委託して実施するための費用となります。説明欄 3、地域リハビリテーション活動支援事業経費 29万2,000円は、高齢者の自宅や高齢者が利用する事業所におきまして、理学療法士が行うリハビリの指導や評価を行う事業となります。次に、3 項 1 目権利擁護事業費でございます。こちらにつきましては、成年後見に関する事業を行うための費用となっております。次に、次のページ、335、336ページを御覧ください。5 目の任意事業費になります。任意事業のうち 3 行目、労働者派遣手数料は、山北地区の給食サービスにおいて配達を行う人の費用としまして、6 年度はシルバー人材センターさんをお願いして、派遣をしていただいております。6 行目、給食サービス事業委託料 1,466万2,000円につきましては、市内での延べ約 2 万700食程度の給食に対しましての本市の負担の費用ということで見込んでおります。8 行目、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金につきましては、認知症高齢者グループホームに入居する方の家賃に対する助成でございます。次に、4 項保健福祉事業費のうち 1 項 1 目在宅生活高齢者介護手当支給事業費の説明欄 1、在宅生活高齢者介護手当支給事業経費の 1,460万2,000円につきましては、要介護 3 以上の高齢者を介護する同居の御家族等に対しまして、月 3,000円を支給する事業です。2 目の説明欄 1、高齢者紙おむつ購入費助成事業費 1,979万円は、要介護 3 以上の紙おむつが必要な高齢者に対し、月 3,000円を支給する事業でございます。次に、337、338ページを御覧ください。3 目訪問介護事業所支援事業費でございます。説明欄 1、訪問介護支援事業所支援事業経費 1,400万でございますけれども、こちらが令和 6 年度から開始しました訪問介護事業所への運営費支援と車の燃料費支援でございます。5 款の基金積立金以降につきましては、例年同様のため、説明を省略させていただきます。説明は以上となります。

(質 疑)

上村 正朗 では、1 つ教えてください。315ページで、第 1 号被保険者保険料が若干上がっているわけなのですが、1 号の被保険者数、6 年度の予算と 7 年度の予算で何人ということを押さえているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

市民税室長 税務課のほうからは、令和 5 年度の被保険者実績ということで押さえておりまして、令和 5 年度の実績、3 月 31 日現在ということになります。2 万 2,137 人が被保険者数となっております。

(「すみません。もう一回言ってください」と呼ぶ者あり)

市民税室長 失礼いたしました。令和 5 年度末、3 月 31 日現在で 2 万 2,137 人となっております。令和 7 年度の予算上の被保険者数については、介護高齢課のほうからお願いします。

介護高齢課長 介護保険室の係長のほうからお答えさせていただきます。

介護保険室係長 令和 6 年度予算では、2 万 2,165 人で積算されています。

鈴木委員長 令和 7 年度。

介護保険室係長 7 年度ですね。失礼しました。令和 7 年度は 2 万 1,860 人です。

上村 正朗 どこで押さえるかによってなのだと思いますけれども、今お聞きした数字ですと、令和 6 年度より令和 7 年度は 1 号被保険者の被保険者数が減っていて、保険料が増えているというのはどういう理由なのですか。第 1 号被保険者が減っているのに、

保険料が上がっているというのは、保険料はもう３年間計画の期間内は上がらないのですよね。どういう理由なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

介護保険室係長 令和６年度の当初予算の段階別の人数と令和６年の11月時点なのですけれども、段階別の人数を比較した場合に段階の変動がありまして、低い段階の方が減りまして、高い段階の方が増えています。人数としては減っているのですけれども、金額としては1,000万円ほど増えています。

長谷川 孝 １つ教えてもらいたいのですが、難病者のための介護施設というのは、村上市ってあるものなのですか。

介護高齢課長 医療的な配慮のほうが多分優先されるかと思うのですけれども、介護施設としてそうした方を受け入れているところは多分ないと思います。

長谷川 孝 ということは、病院にはあるという、病院に入院するという形になるわけなのですか。

保健医療課長 例えば難病を持っていて、介護認定を受けていて、例えば介護医療院、医療も提供できますので、そこで対応できる状態であれば、介護医療院での施設入所も想定されます。

長谷川 孝 今東京辺りで問題になっているのが、難病の方を施設に入れるために紹介する会社みたいなのがあって、それで事業者が、点数が高いものだから、紹介料をどんどん値上げしていると。一時は二、三十万だったのが、今100万になっているというような状況にあるのです。ですから、村上市ではそういうような民間とかの施設とかに入っているような状態は今はないわけというふうに認識していいわけ。

介護高齢課長 恐らくそうした方おられないと思うのですけれども、私もその報道とかちょっと見たことあるのですけれども、市内の施設につきましては、特養につきましては特に入所の判定委員会のほうに私たちの職員も行かせていただいておりますし、公正に入っているかどうかというところを見させていただいていますし、老健とか、医療院のほうにつきましてはちょっとはつきり、すみません、私のほう今お答えできないのですけれども、老健のほうにつきましても、割と入所されている方、市内の方ばかりがほとんどだと思っていますので、そうしたどなたか業者さんが入って、仲介してもらって、市内の介護事業所を利用されている方というのは、恐らくほとんどいない、ほぼいないのかなというふうに考えております。

渡辺 昌 大まかなことでいいのですけれども、介護認定において、認知症を理由によって介護認定されている人の割合ってどんなものなののでしょうか。それと、認知症と軽度認知症ですか、その介護認定について、それってどのくらいの方がなっているのか教えてください。大まかで結構です。

地域包括支援センター長 大まかでということでお答えさせていただきます。要介護認定を受けていらっしゃる方の約七、八割の方は認知症をお持ちである、何らかの介護が必要な状態ということでございます。また、市の地域包括支援センターで取りまとめております要介護認定の新規の申請理由の一番の理由は認知症となっております。以上です。

渡辺 昌 軽度認知障害と言われる方というのは、介護認定になると大部分の方は要支援１、２とかの中に入るのでしょうか。

地域包括支援センター長 そのように思いますけれども、正確な数は把握できておりません。

渡辺 昌 336ページのところに、上のほうにチームオレンジ活動員報償ってあるのですけれども、このチームオレンジって村上市はいつ頃から取り組んでいるのでしょうか。

地域包括支援センター長 令和7年度末設置を目指して、来年度検討していく予定となっております。

(何事か呼ぶ者あり)

地域包括支援センター長 まだ取り組んでおりませんので、令和7年度末を目指して設置検討してまいります。

渡辺 昌 国では令和7年度までとはなっていたのですが、実際には全国ではまだ2割とか3割ぐらいしか取り組んでいないという話聞いたので、ここにチームオレンジの活動があったので、びっくりしたというか、ちょっと村上市は進んでいるのかなと思ったのですが、具体的にたしかこれ認知症サポーターでしたっけ、その人たちを組織して認知症の方を支援するという活動だったと思うのですが、その辺のもう少し事業の内容を教えてください。

地域包括支援センター長 チームオレンジなのですが、認知症と思われる初期の段階から心理面、生活面の支援として、市町村が認知症のコーディネーターを配置して、地域において把握された認知症の方々の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みということで、令和7年度末までに全国で設置しなさいということで取組が進められているところでございます。

渡辺 昌 別な件で、市内のケアマネジャーの人数というのは分かりますか。

介護高齢課長 6年の4月1日現在なのですが、56人でございます。

渡辺 昌 ケアマネジャーの方も高齢化が進んでいるような話も聞きますけれども、ケアマネジャーの実態というのはですか、活動、介護関係のケアマネジャーの業務をする上で十分な人数なのか、その体制というのはどうなのでしょう。今後を考えた場合に、どのように把握されていますでしょうか。

介護高齢課長 確かに今後のことということまで踏まえますと、委員おっしゃったように高齢化、徐々になっているかと思えますし、人の数的にも若干足りていないのかなと感じるところはあります。要介護者に対しても若干そうなのですが、近年やっぱり要支援1、2で認定される方多くなっています、そうした方々のサービス利用も、規模も多くなっているような状況ですので、そうした方々に対してのケアプランの作成ということになりますと、人間的にはやっぱりまだまだ増えていただいたほうが私どもとしてはありがたいなと思っております。

渡辺 昌 ちょっと制度的によく分からないのですが、ケアマネジャーの方を増やすような取組というか、そういうのはあるのでしょうか。

介護高齢課長 介護職の方については、私どもも補助金など用意してもらいまして取り組んでもございますけれども、ケアマネジャーさんにつきましては、市のほうとしては何も今のところは事業とか持っていない状態です。

上村 正朗 それでは、325ページの、325、326のところなのですが、施設介護サービス給付費が、これが当初予算のレベルなのですが、1億8,600万ほど増えています。本年度36億ですか、大体。介護サービス全体が76だから、介護サービス費の大体半分ぐらいが施設介護サービス給付費だと思うのですが、これ増えているというのはどんな理由なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

介護高齢課長 昨年度の予算との比較につきましては、昨年度予算策定時に令和6年度の報酬改定分がはっきり見えていなかった分がありましたので、若干こちらのほうでそのときの情報に基づいて予算立てしているというところがありますし、あとはやはり例えば要介護3で入所された方であっても、今度要介護4に変わられたりとか、要介護

4から5へ変わられたりとかということがありまして、徐々に経年で介護の施設のほうの費用が増えているというのはあろうかと思います。また、一部、うちの市内だけであれば、施設の定員変わらないのですけれども、市外のほうで施設を利用される方も徐々に増えていくというような状況もありますので、そうしたことで徐々に施設の給付費のほうが増えているというふうに考えております。

上村 正朗 新しく施設、7年度からできるという話は聞いていないので、そうすると実績ではなくて、あくまでも当初予算の額ですので、実績でいうとそんなには増えていないで、3が4になる、4が5になるということはあると思いますけれども、そういうのが理由だということによろしいでしょうか。

介護高齢課長 去年報酬を9期の報酬にまず定め直したというところと、去年度までの伸びなど反映させていますので、若干その辺で少し大きく見えているのかもしれないと思っております。

上村 正朗 1ページ戻ってもらって、323ページの、これも予算の段階の話なのですが、居宅介護サービス給付費が3,500万ほど減っています。予算だけ見ると、地域から施設へみたいな流れがちょっと見えるのかなと思うのですが、この居宅介護サービス給付費が減っているというのは、ここで3,500万ぐらいですけれども、この辺近年の時系列的に見ても、減っているような傾向があるのでしょうか。

介護高齢課長 いや、多分人の数的には若干増えているのですけれども、やはり一番大きいのは6年度の報酬改定の額が去年の予算立てしたときに明確に把握できていなかったというところによりまして、このようなことになっているのかというふうに思っております。

上村 正朗 そういうことであればいいのかなと思うのですが、やっぱり地区によっては、在宅で暮らせるような地域ではもうなくなったので、要介護3になると本当に施設ニーズが非常に高いという地区もあるやに聞いています。先ほどのケアマネジャーの人手不足だという認識が、例えば市でお持ちなのに、何も手だて打っていないと、そういうやっぱり地域包括ケアシステムをつくっていくのだということを、そういう状況からいくと、予算だけで見ると、話は分かりましたけれども、施設介護が増えて、在宅のほうがどうも減り加減なのかなという非常に不安を覚えますので、その辺しっかりケアマネさんにしても、あとはホームヘルパーさんの体制にしても、ぜひしっかり取り組んでいただければなと思うのですけれども、その辺は副市長のほう、あれでしょうか。

副 市 長 実は私もその詳細、今聞いた部分もございます。ケアマネの増やす取組、これ今答弁でも特に市で手だてしていないというふうなこともありました。総合的に勘案すると、やはりケアマネさんが慢性的に不足している、サービスも増えているというふうな状況を鑑みれば、そこにやっぱり手を打っていく必要があるのだらうなというふうに思いますので、なお検討させていただきたいと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。

（午前11時37分）